

昭和六十三年大蔵省令第七号

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
施行規則

通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律
(昭和六十二年法律第四十二号) 第八条、附則
第六条及び附則第七条の規定に基づき、並びに
同法を実施するため、通貨の単位及び貨幣の発
行等に関する法律施行規則を次のように定め
る。

(貨幣の引換事務の取扱機関等)

第一条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法
律(以下「法」という。)**第八条**の規定による
貨幣の引換えに関する事務は、日本銀行がその
本店及び支店において行い、その事務に要する
経費は日本銀行が負担する。

第二条 前条の貨幣の引換えは、模様の認識がで
き、かつ、量目が通貨の単位及び貨幣の発行等
に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十
号)(以下この条において「令」という。)**第一
条**又は**第二条**に定める量目の二分の一を超える
ものについて行うものとする。ただし、金を素
材とする貨幣の引換えは、模様の認識ができ、
かつ、量目が令**第一条**又は**第二条**に定める量目
の百分の九十八以上のものについて行うものと
する。

2 前条の貨幣の引換えは、災害その他やむを得
ない事由により量目が減少した貨幣にあつて
は、模様の認識ができるものについて行うもの
とする。

第三条 削除

(旧金貨幣の引換事務の取扱店)

第四条 法附則**第三条**に規定する旧金貨幣(以下
「旧金貨幣」という。)の引換えは、日本銀行本
店及び支店(以下「引換事務取扱店」という。)
において行うものとする。

(旧金貨幣の引換手続)

第五条 法附則**第四条**の規定により旧金貨幣の引
換えを請求しようとする者は、当該旧金貨幣に
引換えのための請求書を添えて引換事務取扱店
に提出しなければならない。

(引換事務取扱店の日計表)

第六条 引換事務取扱店は、旧金貨幣の引換えに
関する事項を記録するため、日計表を作成しな
ければならない。

(引換事務取扱店の備付帳簿)

第七条 引換事務取扱店は、旧金貨幣の引換えに
伴う旧金貨幣の受入れを記録するため、帳簿を
備え付けなければならない。

(引換事務の報告)

第八条 日本銀行本店は、法附則**第四条**から**第六
条**までに規定する旧金貨幣の引換えに関する報
告書を、翌月末日までに財務大臣に提出しなけ
ればならない。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和六十三年四月一日から
施行する。

**附則 (平成二二年八月二日大蔵省令
第六九号) 抄**

1 この省令は、平成十三年一月六日から施行す
る。

**附則 (平成一五年三月三十一日財務省令
第四七号) 抄**

(施行期日)

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行す
る。